

令和7年度下半期 三鷹市下水道事業の業務状況

1 事業の概況

令和7年度の下水处理の状況は、下半期の処理水量 11,814,467 立方メートル、年間で 25,225,814 立方メートルとなりました。前年度の処理水量 28,690,740 立方メートルと比べ、3,464,926 立方メートル（12.1%）減少しました。

経理の状況では、収益的収支の主な収入である下水道使用料調定額は、下半期で 895,871 千円、年間で 1,790,468 千円になり、前年度の下水道使用料調定額 1,786,536 千円と比べ、3,932 千円（0.2%）増加しました。一方、収益的収支の主な支出の執行額は、流域下水道等処理費が下半期で 549,660 千円、年間で 766,785 千円、東部水再生センター維持管理費を含む処理場費がそれぞれ 435,176 千円、654,820 千円、公共下水道使用料徴収経費を含む総係費がそれぞれ 225,731 千円、431,520 千円となりました。

資本的収支の主な収入の執行額は、企業債が下半期、年間ともに 865,300 千円となりました。資本的収支の主な支出の執行額は、東部水再生センター長寿命化改修工事を含む施設改良費が下半期、年間ともに 743,291 千円、建設企業債元金償還金が下半期で 333,837 千円、年間で 663,060 千円となりました。

2 経理の状況

(1) 収益的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	7年度決算	執行率
営業収益	2,832,218	832,233	29.38%	2,656,141	93.78%
下水道使用料	1,810,909	895,871	49.47%	1,790,468	98.87%
他会計負担金	966,508	-115,545	-11.95%	813,346	84.15%
受託事業収益	53,937	51,679	95.81%	51,679	95.81%
その他営業収益	864	228	26.39%	648	75.00%
営業外収益	775,065	745,257	96.15%	745,871	96.23%
施設使用料	1	1	100.00%	1	100.00%
受取利息及び配当金	1,104	471	42.66%	1,060	96.01%
他会計補助金	417,456	387,456	92.81%	387,456	92.81%
長期前受金戻入	356,448	355,638	99.77%	355,638	99.77%
消費税及び地方消費税還付金	0	1,640	皆増	1,640	皆増
雑収益	56	51	91.07%	76	135.71%

支出

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	7年度決算	執行率
営業費用	3,260,548	2,271,139	69.66%	3,009,781	92.31%
管渠費	211,479	147,312	69.66%	200,587	94.85%
ポンプ場費	118,356	69,918	59.07%	112,727	95.24%
処理場費	678,537	435,176	64.13%	654,820	96.50%
総係費	464,506	225,731	48.60%	431,520	92.90%
流域下水道等処理費	929,840	549,660	59.11%	766,785	82.46%
減価償却費	857,188	843,309	98.38%	843,309	98.38%
資産減耗費	642	33	5.14%	33	5.14%
営業外費用	191,281	76,547	40.02%	146,204	76.43%
支払利息及び企業債取扱諸費	128,670	61,066	47.46%	123,037	95.62%
消費税及び地方消費税	62,503	15,373	24.60%	23,059	36.89%
雑支出	108	108	100.00%	108	100.00%
特別損失	244	51	20.90%	244	100.00%
過年度損益修正損	244	51	20.90%	244	100.00%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%

(2) 資本的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	7年度決算	執行率
企業債	1,181,300	865,300	73.25%	865,300	73.25%
企業債	1,181,300	865,300	73.25%	865,300	73.25%
国庫補助金	269,833	6,928	2.57%	162,198	60.11%
国庫補助金	269,833	6,928	2.57%	162,198	60.11%
都補助金	12,381	346	2.79%	7,990	64.53%
都補助金	12,381	346	2.79%	7,990	64.53%
他会計補助金	126,605	14,924	11.79%	14,924	11.79%
他会計補助金	126,605	14,924	11.79%	14,924	11.79%
負担金等	108,874	143,928	132.20%	144,494	132.72%
受益者負担金	583	481	82.50%	1,047	179.59%
工事等負担金	20,481	20,481	100.00%	20,481	100.00%
他会計負担金	87,810	122,966	140.04%	122,966	140.04%

支出

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	7年度決算	執行率
建設改良費	1,607,632	1,073,311	66.76%	1,180,466	73.43%
事務費	76,059	38,097	50.09%	56,457	74.23%
施設建設費	755,890	291,923	38.62%	380,718	50.37%
施設改良費	775,683	743,291	95.82%	743,291	95.82%
固定資産購入費	1,501	0	0.00%	1,212	80.75%
固定資産購入費	1,501	0	0.00%	1,212	80.75%
流域下水道建設費負担金	70,952	31,385	44.23%	70,669	99.60%
流域下水道建設費負担金	70,952	31,385	44.23%	70,669	99.60%
企業債償還金	663,060	333,837	50.35%	663,060	100.00%
建設企業債元金償還金	663,060	333,837	50.35%	663,060	100.00%
投資	9	0	0.00%	8	88.89%
その他投資	9	0	0.00%	8	88.89%

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和8年度三鷹市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 行政区域内人口 | 191,000人 |
| (2) 年間総排水量 | 28,691,000 m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 78,600 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 管渠整備事業 | 910,346千円 |
| イ 処理場及びポンプ場整備事業 | 632,400千円 |
| ウ 流域下水道建設事業 | 74,261千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	3,959,065千円	
第1項 営業収益	3,066,006千円	

第2項	営業外収益	893,059千円
	支	出
第1款下	水道事業費用	3,740,300千円
第1項	営業費用	3,530,034千円
第2項	営業外費用	207,038千円
第3項	特別損失	228千円
第4項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額725,580千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,226千円、損益勘定留保資金508,244千円及び当年度利益剰余金113,110千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	2,094,549千円
第1項	企業債	1,676,700千円
第2項	国庫補助金	288,347千円
第3項	都補助金	12,605千円
第4項	他会計補助金	93,877千円
第5項	負担金等	23,020千円
	支	出
第1款	資本的支出	2,820,129千円
第1項	建設改良費	1,995,807千円
第2項	固定資産購入費	1,880千円
第3項	流域下水道建設費負担金	74,261千円
第4項	企業債償還金	748,172千円
第5項	投資	9千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 1,676,700	証書借入又は証券発行による。事業進捗、市財政その他の都合により、部分払い又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	% 4.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置きを含み40年以内に償還する。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(2) 建設改良費、固定資産購入費、流域下水道建設費負担金、企業債償還金及び投資の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 235,118千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は625,955千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、113,110千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 113,110千円